路の管理に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のためのものに係る道路の占用（前条第二号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設に係る道路の占用にあつては、法第四十八条の二十四第一号に掲げる業務を行う道路協力団体が行うものに限る。）

（立入検査の証明書）

第六条　法第七十二条の二第三項の証明書は、別記様式第八によるものとする。

様式第五の二（第四条の五の七関係）

裁決申請書

裁決申請書　住所

氏名

相手方　住所

氏名

道路法第四十四条第五項（第六十九条第一項、第七十条第一項前段、第七十二条第一項、第七十五条第五項、第九十一条第三項）の規定による損失の補償について、同条第六項（同条第二項、同条第三項、同条第二項、同条第六項、同条第四項）の規定による協議が成立しないから、左記により裁決を申請します。

記

一、損失の事実

二、損失の補償の見積り及びその内訳

三、協議の経過

年　月　日

裁決申請者　住所

氏名　　印

収用委員会御中

備考

一、裁決申請者が二人以上の場合は、連名で申請することができること。

二、「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。

三、「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにするものとし、法第七十条第一項後段の規定によつて工事を行うことを要求する場合は、その費用の見積りをあわせて記載すること。

四、「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。

路の管理に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のためのものに係る道路の占用（前条第二号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設に係る道路の占用にあつては、法第四十八条の二十一第一号に掲げる業務を行う道路協力団体が行うものに限る。）

（損失の補償の裁決申請書の様式）

第六条　令第三十六条の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第八とし、正本一部及び写一部を提出するものとする。

（新設）